

○証明事務に関する訓令

昭和46年7月10日

本部訓令第16号

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察が行う証明事務の取扱いについて、他の法令に定めのあるものを除き必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、「事実証明」とは、当該証明申請の内容について、その事実を証することをいい、「受理証明」とは、当該証明申請の内容について、願ひまたは届けを受理したことを証することをいう。

(証明の種類及び意義)

第3条 警察が行う証明の種類及び意義は、次のとおりとする。

(1) 協力援助証明

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による警察官の職務に協力援助したことに起因して災害を受けたことの証明をいう。

(2) 警察履歴証明

警察職員として在職した履歴の証明をいう。

(3) 在職証明

警察職員として現に在職していることの証明をいう。

(4) 給与証明

警察職員に支給した給与支給額等給与に関する証明をいう。

(5) 火薬類運搬証明

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第19条第1項に基づく火薬類の運搬に関する証明をいう。

(6) 還付証明

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第123条及び第124条を準用する第222条第1項の規定により還付又は仮還付を行つたことの証明をいう。

(7) 身体拘束証明

警察において留置、保護等により身体を拘束したことの証明をいう。

(8) 出頭証明

被疑者、参考人等として警察に出頭したことの証明をいう。

(9) 犯罪被害証明

犯罪により被害を受けたことについての証明をいう。

(10) 犯罪経歴証明

犯罪経歴（罰金以上の刑の言渡しを受けた経歴をいう。）の証明をいう。

(11) 捜索証明

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第119条を準用する第222条第1項の規定に基づく証拠物、没収すべき物がなかつたことの証明をいう。

(12) 自動車の保管場所証明

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条の規定による証明をいう。

(13) 指定自動車教習所路上教習用自動車証明

指定自動車教習所において路上教習用として使用される自動車であることの証明をいう。

(14) 盗難届出証明

盗難により被害を受けたことの届出を受理したことの証明をいう。ただし、別表第1の官公庁等からの要請に基づくものに限り証明を行うものとする。

(15) 遺失届出証明

山梨県警察の遺失物取扱いに関する訓令（平成19年山梨県警察本部訓令第14号）第14条の規定に基づく遺失届出書を受理したことの証明をいう。ただし、別表第1の官公庁等からの要請に基づくものに限り証明を行うものとする。

(16) 行方不明者届出証明

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）第6条の規定による行方不明者届を受理したことの証明をいう。

(17) 銃砲刀剣類発見届出済証明

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第23条に基づく銃砲刀剣類の発見及び拾得の届出を受理したことの証明をいう。

(18) 特例証明

警察の責務に関連する事項であつて、他に証明を発給する機関等がなく、かつ、証明のないことによつて申請者が多大の不利益又は不便を被るものについて、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て行う証明をいう。

（証明の取扱所属、発給者等）

第4条 警察が行う証明の種類別の証明内容、取扱所属等及び証明発給者は、別表第2のとおりとする。

（証明の形式）

第5条 証明の形式は、搜索証明及び犯罪経歴証明を除き、奥書による証明とする。ただし、奥書による証明が適当でないとき及び申請者から請求があつたときは、証明書を交付することができる。

2 前項に規定する奥書及び証明書の用文形式は、別表第3のとおりとする。

（警察が行わない証明）

第6条 警察が行わない証明は、次のとおりとする。

- (1) 居住、在籍、不在又は転出についての証明
- (2) 前科の有無又は写真と本人とが同一であることについての証明（犯罪経歴証明の場合を除く。）
- (3) 身分又は素行上についての証明
- (4) 家族等の扶養についての証明
- (5) 生活困窮又は生活保護についての証明
- (6) 交通機関の不通又は延着の証明
- (7) 火災、水害その他の災害による被災の証明
- (8) 救急車による搬送の証明
- (9) 免許証、許可証又はその写しをもつて、証明の目的を達し得られる証明
- (10) 交通事故の証明
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市区町村長、検察庁、消防署長、駅長、医師等他の機関等の証明によることが妥当であり、かつ、警察が関与すべきでない認められる証明

（証明等申請書の受付）

第7条 証明発給者は、証明の願い出があつたときは、証明の適否の確認を行い、証明等申請書（第1号様式）、盗難・遺失届出願（第2号様式）又は履歴書（第3号様式）2

通を提出させるものとする。

2 前項の場合において、提出先の所定の証明用紙がある場合はそれを用いるものとする。

(奥書証明又は証明書の発給交付)

第8条 証明発給者は、第5条第1項の規定に基づき、奥書証明若しくは証明書(第4号様式)を作成し、これを申請者に交付するものとする。

(証明事務処理上の留意事項)

第9条 証明事務を処理するに際しては、次に掲げる事項に十分留意して、証明を悪用されることのないようにしなければならない。

- (1) 証明の申請者が当該証明にかかる適当な当事者であることを確認すること。
- (2) 願い出の真実性、利用目的、提出先等をよく検討して、証明の必要性の理由を確認すること。
- (3) 証明内容を十分検討し、その確認手続を適正に行なうこと。
- (4) 事実証明にあつても、その使用目的が、警察の中立性を疑われまたは公共性を害するおそれのあるものは証明しないこと。
- (5) 証明の発給枚数は、必要な限度にとどめること。

(証明手数料の徴収)

第10条 証明の申請により、証明を行うときは、山梨県証明事務手数料条例(昭和31年山梨県条例第8号)の規定による所定額の手数料を納付させるものとする。ただし、手数料免除の規定に該当するものはこの限りでない。

(その他)

第11条 この訓令の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和46年8月1日から施行する。

改正附則〔中略〕

附 則(平成9年11月20日本部訓令第29号)

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成13年3月29日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年7月6日本部訓令第8号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年4月1日本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日本部訓令第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年12月23日本部訓令第21号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表・様式 略